

監事意見書

第8期事業年度

自 平成23年 4月 1日
至 平成24年 3月31日

大学共同利用機関法人自然科学研究機構

監 事 意 見 書

私たち大学共同利用機関法人自然科学研究機構監事は、国立大学法人法第25条第4項の規定に基づき、平成23年度（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）の大学共同利用機関法人自然科学研究機構の業務執行について監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査方法の概要

役員会、機構会議に出席するほか、役員、本部事務局、並びに、各研究所（国立天文台、核融合科学研究所、基礎生物学研究所、生理学研究所、分子科学研究所）の責任者から業務運営の状況を聴取すると共に、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失の処理に関する書類（案）、国立大学法人等業務実施コスト計算書及び附属明細書）、決算報告書につき検討を加えました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表については、当法人の財政状態、運営状況等を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 決算報告書については、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 業務の執行については、法令に違反する重大な事実は認められません。

以上

平成24年6月20日

大学共同利用機関法人
自然科学研究機構

監事 武田 洋

監事 竹俣 耕一

(注) 上記は、監事意見書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当機構が別途保管しております。